

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
スポーツクライミング日本代表チームのユニフォーム等運用内規

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）は、派遣するスポーツクライミング日本代表選手及び帯同スタッフ等（以下「代表チームメンバー」という。）に、次のウェア等（以下「代表ユニフォーム等」という。）を支給する。

- (1) 競技用ユニフォーム
- (2) チームウェア
- (3) 代表ベスト
- (4) アウターシェル
- (5) その他の支給物

第2条 代表チームメンバーは、本協会が指定する、国際スポーツクライミング連盟（以下「IFSC」という。）又は本協会が、主催又は公認する競技会（以下「対象競技会」という。）、並びに本協会が指定する催事等で着用・使用することが出来る。

2 代表チームメンバーは、前項以外に代表ユニフォーム等を着用・使用する場合は、本協会の許可を得なければならない。

第3条 日本代表選手は、チームウェア（ジャケット）及び代表ベストには、以下の規定に則って、個人スポンサーのロゴを掲出することができる。なお、帯同スタッフ等は、個人スポンサーのロゴを掲出することができない。

- (1) ロゴの掲出にあたっては、IFSCの規約を遵守しなければならない。
- (2) 本協会に事前に申請されたロゴのみを掲出可能とする。
- (3) 本協会のゴールドパートナー及びオフィシャルサプライヤーの競合社、放送局等の媒体社のロゴの掲出はできない。
- (4) 前号により、本協会がロゴ排除を指示した場合、速やかにロゴの掲出を外さなければならない。
- (5) 掲出するロゴは、選手個人の責の元で制作すること。
- (6) 1個のロゴのサイズは、縦3cm×横9cmの27㎢以内とし、全てのロゴは縦6cm×横9cmの54㎢に収めなければならない。
- (7) ロゴの掲出箇所は、本協会の指定した位置とする。

第4条 対象競技会の公式行事（開会式、表彰式等）では代表ユニフォーム等のみを着用・使用しなければならない。

第5条 対象競技会場内及び移動中は出来る限り代表ユニフォーム等を着用・使用しなければならない。

第6条 代表ユニフォーム等は常に国旗、ユニフォームメーカーロゴ、協賛社ロゴが正しく見えるように注意すること。

第7条 代表ユニフォーム等は、有償で他人に譲渡することを禁じる。

第8条 前第2条から第7条までの条項に違反した場合は、処分の対象になることがある。

第9条 本内規の改廃は、常務理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1. この運用内規は、平成27年5月16日から施行する。
2. 平成29年3月4日 一部改定
3. 平成29年5月13日 一部改定
4. 平成29年10月12日 一部改定